

関係者 各位

第 7 次 NACCS 更改に伴う輸出入申告関連の留意事項について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本年 10 月 12 日（日）に第 7 次 NACCS への更改が予定されており、現行 NACCS で登録されている輸出入申告等関連情報は、事項登録情報も含め、全て第 7 次 NACCS へと移行されます。このため、基本的には後続業務に影響を与えることはないと考えているところです。

しかしながら、輸入申告においては、「運送先」や「通販貨物の該否」といった申告項目追加の影響により、仕掛中に更改を迎える場合にエラーとなり、これらの追加入力を要することがあります。

関係者の皆様におかれましては、更改前後のタイミングで輸入申告等の業務処理を行うに際し、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

主な留意事項：

- 更改前に事項登録や予備申告を行い、更改後に本申告を行う場合
→ 本申告の前に「運送先」等の申告項目の追加入力が必要となります。
- 更改前に本申告を行い、更改後に税関が審査終了する場合
→ 「運送先」等の申告項目に入力がなくても、影響はありません。
- 更改前に本申告を行い、更改後、税関の審査終了前に申告変更を行う場合
→ システムの仕様上、「運送先」等の申告項目に入力がないことによりエラーとなります。便宜、「運送場所識別」に「N」、「通販貨物等識別」に「3」を入力してください。
- 更改前に BP 承認された申告について、更改後に IBP を行う場合
→ システムの仕様上、「運送先」等の申告項目に入力がないことによりエラーとなります。便宜、「運送場所識別」に「N」、「通販貨物等識別」に「3」を入力してください。

参考：第 7 次 NACCS 移行説明会資料・動画掲載ページ

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/dai7ji/ikou-siryou.html>

【問い合わせ先】
(業務部通関総括第 1 部門)
電話：045-212-6150